信用取引の契約締結前交付書面 新旧対照表

(下線部分改正)

現行	改正
委託保証金について	委託保証金について
・委託保証金は、売買代金(以下、「約定代金」といいます)の33%	・委託保証金は、売買代金(以下、「約定代金」といいます)の 33%
以上で、かつ 30 万円以上が事前に必要です(別途、手数料など諸	以上で、かつ 30 万円以上が事前に必要です(別途、手数料など諸
費用も必要)。また、有価証券により代用する場合の有価証券の種	費用も必要)。レバレッジ型 ETF 等の一部の銘柄の場合や市場区
類、代用有価証券の掛目等は、別紙「代用有価証券の種類、掛目等」	分、市場の状況等により、33%を上回る委託保証金が必要な場合が
に定めるところによります。	ありますので、ご注意ください。(※) また、有価証券により代用
	する場合の有価証券の種類、代用有価証券の掛目等は、別紙「代用
	有価証券の種類、掛目等」に定めるところによります。
	(※)33%を上回る委託保証金が必要な銘柄等については、お知らせ等にて
	事前にご確認ください。
【別紙】	【別紙】
代用有価証券の種類、掛目等	代用有価証券の種類、掛目等
委託保証金は、約定代金の 33%以上で、かつ 30 万円以上が事前に	委託保証金は、約定代金の 33%以上で、かつ 30 万円以上が事前に必
必要です(別途、手数料など諸費用も必要)。	要です(別途、手数料など諸費用も必要)。 レバレッジ型 ETF 等の
	一部の銘柄の場合や市場区分、市場の状況等により、33%を上回る
	委託保証金が必要な場合がありますので、ご注意ください。(※)
	(※)33%を上回る委託保証金が必要な銘柄等については、お知らせ等にて事
	前にご確認ください。
2022.04	$\frac{2023.01}{}$